一関市地域活性化起業人（副業型）募集要項

1　募集概要

一関市では、総務省が制定する「地域活性化起業人制度」を活用し、一関市出身者・関係者の首都圏でのネットワーク強化及び関係人口の拡大を図るための市の取組にご支援ご協力していただける企業等に所属する個人（副業型）を募集します。

2　募集分野

関係人口の拡大

3　業務内容（予定）

募集する業務の内容は次のとおりとしますが、実際に従事する業務は市と締結する協定の中で定めます。

①　首都圏で開催する交流イベントに関する支援業務
②　首都圏で開催する物産展開催時のボランティアスタッフ募集に関する支援業務
③　ふるさと住民登録制度に関する支援業務
④　その他首都圏における一関市の PR 活動に関する業務

4　派遣又は副業の期間

６か月以上３年以内とし、開始日（令和８年４月以降）は選考後に調整して決定

5　費用負担等

地域活性化起業人に係る経費について、次のとおり市が負担します。ただし、年度途中から開始となる場合は、月割り計算とします。

副業型

副業期間中に要する報償費等に係る経費と、移動に係る旅費として、それぞれ年間 100 万円／人を限度として市が負担します。

月額想定：報償費等　月額 8.3 万円＋移動経費（月額 8.3 万円）

6　条件等

	副業型
①対象者	・三大都市圏等に所在する企業等の社員 ・三大都市圏外の政令市・中核市・県庁所在市に所在する企業等の社員 ・フリーランス人材は対象外 ・地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない者であること
②勤務等	・勤務日や勤務時間は協議により決定
③協定等	・企業等に所属する個人と一関市とで協定（契約）を締結
④知見等	以下にかかる知見や経験等を有していることが望ましい。 ・首都圏における幅広いネットワーク ・当市にゆかりの人材とのつながり

7　募集人員

募集人員は次のとおりとします。

・副業型　１人

８　募集期間

令和８年３月６日(金)まで

９　申込手続

申込に必要な書類は以下のとおりです。電子メールで提出してください。

①　一関市地域活性化起業人（副業型）申込書

②　職務経歴書（任意様式）

③　勤務する企業等が副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等を承諾していることが分かる資料（任意様式）

注）職務経歴書には、次の事項を記載してください。

①氏名、②資格・免許、③職務経歴（企業名・部署名・業務内容・期間）

10　選考方法

書類選考及び必要に応じて面接を実施します。

選考結果や面接の日時は電子メールでお知らせします。

11　その他

①　この募集要項における地域活性化起業人の要件等については、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に定めるところによります。

②　募集に対する応募に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

③　提出された書類は返却しません。

④　申込書等の選考内容及び選考経過は原則として公表しません。

⑤　選考結果に対して、一切異議を申し立てることができないものとします。

12　書類提出先・問い合わせ先

一関市役所　交流推進課移住定住係

〒021-8501　岩手県一関市竹山町７番２号

電話番号　0191-21-8194（直通）

E-mail　koryu@city.ichinoseki.iwate.jp